

ID: 1735

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	支給認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第24条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第24条の規定による。 (支給認定の取消し) 第24条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 (1) 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日